

# 陽光台集会所管理規定

平成 26 年 4 月 1 日 改訂

陽光台集会所管理運営委員会

# 陽光台集会所管理規定

## (目的)

第1条 本集会所（以下「集会所」と言う）は、地域住民の生活及び文化の向上、社会福祉の増進並びにコミュニティー活動推進の場として使用することを目的とする。

## (運営)

第2条 集会所は、陽光台自治会が運営する。事務局は陽光台集会所（廿日市市陽光台4丁目10-7）におく。

## (名称)

第3条 1. 集会所を公正かつ民主的に運営するため陽光台集会所管理運営委員会（以下「運営委員会」と言う）。

## (運営委員会の構成)

第4条 1. 集会所の運営委員会は陽光台町内会1丁目～5丁目より選出された各町内会長が兼務するものとし、また自治会からの推薦者をもって構成される。  
2. 運営委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。  
3. 運営委員会の中より会長、副会長を互選する。（初年度は推薦とする。）  
4. 会長は運営委員会を代表し、運営委員会を統括する。  
5. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は、会長の責務を代行する。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 2名  
(3) 会計 1名  
(4) 会計監査 1名  
ただし、会計は会長が兼務するものとする。

## (運営委員会の任務)

第5条 運営委員会は、集会所の管理運営に関して必要な事項を審議決定する。

## (集会所の管理者)

第6条 1. 集会所の日常管理のため、運営委員会が集会所管理者を選任する。  
2. 集会所管理者の任務は次の通りとする。  
(1) 集会所建物、敷地の定期的清掃及び付属施設及び備品・器具の保全管理  
(2) 集会所使用申請書の受け付け及び許可  
(3) 集会所利用協力費等諸収入の管理  
(4) 集会所管理に必要な諸経費の支払い  
(5) 年度末における決算報告書の作成並びに集会所使用状況の集計  
\*年度の前期、後期で管理者が変わる場合には、上記の中間報告

(監 査)

- 第7条 1. 運営委員の中から会計監査1名を選任する。  
2. 会計監査は、毎年度末に本会の会計を監査し、運営委員会に報告する。

(使用の範囲)

第8条 集会所の使用の範囲は、第1条の目的に基づき地域住民（陽光台各町内会）が使用することを大原則とする。

但し、次に示す項目の内(6)(7)(8)(9)は使用を認めることとする。

- (1) 町内会及び各班が諸活動のために使用する場合
- (2) 地域住民の敬老会、子供会、女性会が諸活動のために使用する場合
- (3) 町内会の住民で結成される各種同好会、親睦会等の諸行事で使用する場合
- (4) 町内会の住民が冠婚葬祭に使用する場合
- (5) 町内会の住民で上記以外の団体が使用する場合
- (6) 市役所が業務の必要上使用する場合
- (7) 陽光台管理組合が通常総会、臨時総会、その他必要上使用する場合
- (8) 営利を目的とするが地域住民の子供が参加者に含まれる子供の塾に使用する場合
- (9) 町内会の活動資金捻出の為「バザー等」販売行為に使用する場合  
但し、申請毎に運営委員会の許可を得る事とする。

(使用制限)

第9条 次の各号に該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序または風俗を害する恐れのある場合
- (2) 営利を目的とする場合（但し、子供の塾を除く）  
子供の塾は、次の条件を満たすこと。
  - ① 使用回数 : 週2回以内
  - ② 使用時間 : 1回につき2単位(6時間)以内
  - ③ 使用日 : 土曜日及び日曜日を除く
- (3) 集会所の備品の持ち出し利用
- (4) 建屋内での喫煙者

(使用の申請並びに許可)

- 第10条 (1) 集会所を使用する者は、所定の使用申請書に必要な事項を記入し管理者の許可を受けなければならない。  
特に、第8条(8)項で講師が地域住民でない場合は、利用代表者は地域住民でなければならない。又 上記第8条(8)項の子供の塾は、一度に1ヵ月分の申請、許可をしても良いこととする。
- (2) 使用中のけが・病気は使用者責任とする。

(使用許可の取消)

第11条 次の各号に該当する場合は、使用の許可の取消または退去を命ずる。

- (1) 使用者が本規定に違反したとき
- (2) 使用者が許可条件に違反したとき
- (3) 許可後に葬儀による使用申請があったとき（葬儀を最優先する）
- (4) 営利を目的とする子供の塾で許可後（1ヵ月分）に第8条（1）～（7）項による申請が10日前にあったとき

(現状回復義務)

第12条 使用者は、使用を終了した時は「集会所使用報告チェックカード」に従い現状に復し、管理者に報告しなければならない。

(目的外使用及び転貸しの禁止)

第13条 使用者は、使用許可を受けた目的以外の使用又は転貸しをしてはならない。

(損害賠償義務)

第14条 使用者は、集会所の建物、敷地内のあらゆる付属設備その他の器具等を破損又は滅失させた場合、これを現状に復し、若しくはその使用者の責任において損害を弁償しなければならない。

(使用時間)

第15条 使用者は、次の使用時間を厳守しなければならない。

午前8時30分 から 午後 9時迄

但し、1単位の使用時間を3時間までとし2単位以内（6時間）の使用を認める。  
利用協力費は（利用料）は、管理規定第16条に記載の通りとする。

(利用協力費)

第16条 集会所を利用する場合には、使用者は次の区分により利用協力費（以下「協力費」と言う）を納入しなければならない。

1	町内会及び各班の諸活動		無料
2	町内会の敬老会、子供会(準子供会)、女性会の諸活動		無料
3	町内会の住民で結成する各種同好会親睦会等の諸行事		無料
4	市役所の必要上の業務		無料
5	陽光台管理組合が総会など必要上使用する場合		無料
6	上記に定める町内会行事以外の使用する場合	和室	500円
		ホール	1,000円
7	営利を目的とする場合	和室	1,000円
		ホール	2,000円

8	町内会の住民が冠婚葬祭に使用する場合		3,000 円
	但し 2 日間になる場合		5,000 円
9	エアコンを使用する場合	1 時間	200 円

上記の「協力費」は 1 単位（3 時間）の料金を示す。

（協力費は、使用単位数×1 単位の料金）

但しエアコンについては、使用単位数に関係なく 200 円／時間とし

(1)(2)(3)(4)(5)および(8)項には適用しないこととする。

準子供会とは子供会活動とは別に次の条件を満たす個人グループの団体を言う。

- ・子供は全員平良小学校在籍者であること。
- ・責任者は町内会員であること。

#### （経費）

第 17 条 集会所の運営に必要な経費は、第 16 条に規定する協力費、市補助金、町内会負担金、寄付金等をもってこれにあてる。

#### （会計年度）

第 18 条 集会所の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

#### （規定の改廃）

第 19 条 本規定の改廃は、運営委員会の決議によって行う。

#### （細 則）

第 20 条 本規定の実施のために必要な事項は細則でこれを定める。

#### （設立年月日）

第 21 条 本会の設立年月日は平成 19 年 4 月 1 日とする。

## 陽光台集会所管理規定細則

### (運営委員の選出)

第1条 運営委員は、管理規定の第4条及び管理規定細則の第4条に従い各丁目より選出する。

### (使用申請並びに許可)

- 第2条 1. 使用者は、管理者の所定する申請書に必要事項を記入し許可を受けるが許可書（規定第10条）の交付と同時に鍵を受取、使用返却まで善良な管理をしなければならない。  
返却は「集会所使用報告書兼チェックカード」の提出（規定第12条）と同時に行う。
2. 管理者が長期不在の時は、運営委員がその業務を代行する。

### (会計)

第3条 管理者は、集会所会計を独立会計とし、現金出納帳、預金通帳、備品台帳並びに支出書類等を管理する。

### (管理者への寸志)

第4条 集会所管理者に対し、年1回180,000円の寸志を支給  
管理者が分かれる場合は月当たり15,000円とする。

### (利用協力費)

第5条 定期利用者の場合、月単位での契約を可とする。利用協力費については運営委員会にて協議の上決定するものとする。